

随意契約（相手方指定）調書

件名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 コールセンター等業務委託	5200364
工（納）期	令和4年9月30日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	39,754,000円（消費税込み）	

契約相手方	パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部 (法人番号：1011001015010)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター等業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部 所在地 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館14階 代表者 本部長 藤原 理絵</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る、コールセンター業務及び申請書類等の受付・確認業務等について委託するものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 令和3年度の本件の実施にあたっては、国からの通知を受け、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないもの）に基づき、令和3年6月に上記業者と随意契約を締結した。主管課において履行評価を行っているが、複数回の制度改正や制度延長に対しても柔軟に対応するなど、履行状況は良好であった。 上記業者が引き続き本件を受託することで、すでに上記業者が構築済の支給情報等に関するデータベースを継続運用できるため、効率的かつ確実な事業実施が可能となる。 また、本件は申請期間や支給期間が年度を跨る事業であるため、区民サービスの安定性確保の面からも、上記業者が継続して受託することが妥当である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>